

市民生活原稿

消防局の人事管理

広島市議会議員（南区） 松坂知恒

1. 災害に弱い地形

広島市は太田川が運ぶ土砂で作りに上げられたデルタ（三角州）の上に成立した都市である。デルタ部以外に大きな平野は無く、八幡川や瀬野川のような直接瀬戸内海に流れ込む小河川や、安川、三篠川など太田川の支流の河川に沿って集落が点在している。安佐南区は安川沿いに発展した谷の町で谷をはさんで大きな団地が造成されている。また安佐北区は太田川およびその支流に沿って集落が点在している。山中に分け入るほど川幅は狭く曲がりくねり、道路はその河川沿いにカーブしながら走っている。

安佐北区や佐伯区の山間部はこの急峻な山、花崗岩質の崩れやすい土壌、急カーブする河川いづれも大雨などの大災害に弱い。

平成 17 年は秋に大雨、台風が襲来し太田川本流沿いの安佐町や湯来町に被害が集中した。加計町にある温井ダムが警報のサイレンを鳴らさないままに、大量に放水したため河川の浸水被害が大きくなり、避難誘導も遅れたため、多くの議員が議会で追求した。傳平益三消防局長はその答弁に追われた。

2. 消防団員の殉職

その教訓は翌平成 18 年に活かされていると思っていた。その災害は平成 18 年 9 月 16 日夜半に来襲した。安佐北区は 21 時 09 分に大雨洪水警報と同時に 21 時 15 分災害警戒本部が設置された。安佐北消防署の署員は全員出動し園田春男安佐北署長の指示の下、主として太田川本流沿いの地域に警戒のため出動した。

本流沿いは署員の献身的活動で人身事故は発生しなかった。被害は支流に集中した。安佐町小河内地区は太田川支流の小河内川に沿って集落の点在する地区である。安佐北消防団小河内分団の団員は消防団車庫に出動した。分団長は団員 2 名とともに、小河内川上流へ土嚢積み作業に出動した。その後雨は激しくなった。各集落に老人が孤立しているとの情報が分団にもたらされた。安佐北副消防団長も駆けつけ協議した。急ぎ避難を呼びかけて廻ることになり、2 名が南方へ、1 名が別の南方へそして副分団長が単独で小河内川沿いの集落へ出発した。

小河内川沿いの道路は土嚢積みに出かけた分団長が出動した時点では無傷であった。早く通報し避難させなければの思いで、副分団長は川沿いの道路を車で急行した。しかし大雨のため水量の急増した小河内川は屈曲した道路を護岸ごとめぐり取っていた。副分団長は道路が続いていると思い込み、かなりのスピードで進んでいたと思われるが 22 時過ぎの真っ暗な山中、寸断された道路から小河内川へ転落し翌日死体となって発見された。いたましい消防団員の殉職である。幸いにも他の団員や付近の住民に死傷者は出なかった。突然の道路の崩壊が貴重な生命を奪ったのである。

消防団員の殉職ときくと、平成14年8月10日同じ安佐北区可部町大毛寺川で大雨の中警戒に当たっていた2名の消防団員が増水した川に転落し死亡した。4年前の死亡事故の教訓は今年活かされていたのであろうか。

3. 無視されたマニュアル

実は4年前の死亡事故後、広島市消防局は平成14年12月25日連合消防団の名で広島市の消防団員全員を対象とした「水防活動時の安全管理」というマニュアルを作成し徹底した。その冒頭にこう記載されている。

1. 水防警戒

- (1)河川警戒は必ず2人以上で行うこと。
- (2)原則として消防隊と行動を共にし、災害対策本部及び各消防署との連絡を密にすること。

しかし死亡した副分団長は河川警戒に単独で出動した。消防署と連絡を取ることも無く、消防隊と行動を共にすることも無かった。

命令を下した上司がこのマニュアルを無視したことについて、私の本会議での一般質問に傳平消防局長は次のように答弁した。「死亡した副分団長は、安佐北消防署に行くことが出来なかった安佐北消防団の副団長と応召してきた団員4人と共に、22時に小河内地区全域に避難勧告が発令されたことを確認しました。そのため副団長と分団員と共に、住民の避難誘導を重点とした活動方針を急いで立て、住民に危険が切迫した状況下から他の団員の応召を待つことなく、それぞれの行動を開始せざるをえませんでした。殉職された団員はその活動方針に基づき、自家用車に土嚢袋を積み、川沿いの各住戸に避難の呼びかけと、すでに活動している分団長と合流するため22時30分ごろ一人で豪雨の中出発したものです。」 実際は、現場指揮者である。安佐北消防団の副団長が「言うて歩いてくれ。」と各団員に命令し、出動したのである。

消防組織法によると、消防団員は消防団長の指揮監督下にある。そのため上司である副団長の指令に分団の副分団長は当然従わねばならず、出動した。そもそも小河内地区については、16日の21時すぎ安佐北消防団長と園田消防署長との協議により消防団員の召集が決定した。召集を求めた団長に対して園田署長はこう答えた。「安全を確認して行って下さい。」と。しかし現場では副団長が「言うて歩いてくれ。」と命令し副分団長は現地の安全を確認しないまま危地に単独突入し死亡した。

平成14年の殉職事故以後、マニュアルを作成し安全管理に取り組んできたというが、現場指揮者の判断は全くこのマニュアルを無視したものであった。直接命令した副団長、それを指揮した消防団長、さらに園田署長にどこまで現地の情報と危機管理能力が備わっていたのか。

真っ暗な闇夜を歩く際に、どこが崖かどこに大きな穴があるか、ゆっくり歩いたり杖で確認したりして進むであろう。暗ければ大きなライトも携行するであろう。副分団長は真面目で能力のある団員であったと聞く。なぜ道路の崩落を確認し徒歩で迂回しなかったのか。「市民は軽傷

者を出すだけですんだ。」「防災力の向上である。」と秋葉忠利市長は答弁していたが、なぜ消防団員だけが4年前について殉職しなければならなかったのか。

4. 軍隊式の儀式

毎年正月に広島市消防出初式が、基町中央公園で開催される。市長や議員は平服だが、消防局の職員や消防団員は皆きらびやかな制服で参集し、音楽隊の行進に続いて各消防団ごとに軍隊式の分列行進を行う。まるで観兵式である。しかも敬礼は旧軍隊式の右手指先を右側頭部に向ける敬礼で、号令も「かしら一右。」「かしら一中。」と軍隊式である。この正月の儀式により消防局員も消防団員も、軍隊と同じ指揮命令系統に組み込まれる。消防隊長や救急隊長が命令すれば、隊員はたとえ火の中でも水の底でも突入しなければならないが、その命令が果たして適切なものなのか、指揮する隊長が正しい情報を持ち危機管理能力を有するのか、はなはだ疑問である。

明治15年、明治天皇の名で出された軍人勅諭によると「一つ、軍人は忠節を尽くすを本分とすべし。」とあり「義は山嶽よりも重く、死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ。」とある。広島市消防局には、この「義」すなわち市民の生命を守るためには、「死」すなわち消防署員や消防団員の生命は鴻毛（鳥の羽毛）よりも軽いという思想あるいは思考が根底に横たわっていると思わざるをえない。

日露戦争の際、無能な司令官乃木希典将軍の突撃命令によって、日本軍は旅順攻略戦で多大なる死傷者を出した。満州事変以降、日中戦争や太平洋戦争においても、軍の指導者の誤った命令で軍人ならずとも一般住民にも多大なる損害を与えたのである。現在の消防署員にも消防団員にも「上官の命令は天皇陛下の命令である。」というような認識があり、「命令の下で死亡することは大変な名誉である。」という認識が多くの団員を無謀な死地に追い込んでいるという気がする。

5. 7名もの欠員

消防団員は4年前に2名、この度1名の殉職者を出した。消防署員は何名死亡しているのかと聞いた。18年4月から18年11月までの間に生じた欠員は7名に上っている。谷博司消防局次長、柘岡正一総務課長によると7名中2名が自己都合による退職で、5名は死亡したというのである。災害死は0名で、癌による病死が2名、非番日に運転中交通事故で死亡したものが1名、自殺が1名、行方不明が1名である。18年4月1日には採用試験を終えて定員いっぱい为满足する人員配置をすませているのであるが、5月1日発行の広島市職員名簿には、宇品警防隊甲部が6名の体制であるのに対し警防隊乙部は5名しか記載されていない。乙部の1名は欠員になっている。4月1日から30日の間に1名退職したのだそうである。1名欠けると困るのではと聞くと、他の出張所の警防隊から交代で応援に来てもらっているのだという。中途採用して補充してはどうかと聞くと、中途採用はしない、応援を受けながら来年4月までしのぐのだという。署員の勤務は24時間体制で一日おきに非番になるのだが、応援に行かされる署員はどうやって休むのか、負担はかなり大きいと思われる。

6. おそまつな人事管理

2名は癌死だからやむをえないと消防局の岸菜通孝職員課長は説明した。法律で義務づけられている集団検診の受診率はほぼ100%であるが、その結果再検査や治療が必要とされた職員は292名(26.5%)にのぼる。この結果は企画総務局福利課から所属長(消防署長)および本人に通知される。その292名のうち何人が医療機関を受診して再検査や治療を受けているのかと聞くと、岸菜課長はわからないという。どこまで所属長である消防署長が部下の健康をいたわっているのか不明である。消防局職員課が292名の要再検、要治療の職員を把握し受診するまで働きかければよいのではと問うと、難しいという。

消防局の産業医は佐伯区の宮迫英樹専門官が就任しているが、佐伯区での業務が忙しく消防署の職場巡視は18年の7月中旬に1回行っただけである。労働安全衛生法で産業医の巡視は少なくとも月に1回義務付けられている。

心の面の配慮についても、17年度までは全くなされておらず、ようやく18年4月から全職員に対し上司の個別面接が始まった。これは平成17年に署員が非番日に飲酒運転の上、物損事故を起こしたという不祥事をうけて開始された。18年に自殺した1名、行方不明になった1名はそれぞれに悩みを抱えていたことが、後日になって判明したが、副署長や隊長との15分間の面談においては、その悩みについて口に出して打ち明けることは無かった。生命を的に働いている消防署員は、さまざまな悩みを内に秘めながら、消火や救急にあたっているのだろうか。また体調の不良を隠しながらも働いているのだろうか。市民の生命身体を保護するという「義」の下に、消防署員の生命は鴻毛のごとく軽く扱われているのではないか。

また消防署員も消防団員も、自分は万能なスーパーマンで川も谷も飛び越えて、市民を助けることができ、癌や病気にもかからず悩みも何も無く、生命を的にしても落命せずに市民を助けることができるのだと大なる誤解をしているのではないか。特に消防局長をはじめとして、消防署長や消防団長といった職場のトップこそ、署員も団員も死ぬのだという現実に対し閉じている目を開くべきであろう。このままでは、市民の生命身体を守る前に、消防署員や消防団員が先に死んでしまう。結局市民は自分自身または、家族や近所の人同士で身をまもる以外に無い。署員や団員の健康管理や生命確保に力を注ぐべきであることは、猶予があってはならない緊急の課題である。